

消防法違反となる前に！

以下の場合、新たに**消防用設備等の設置が必要となる**場合があります。

例えば・・・

- ・建物の増改築、改修
- ・内装の変更
- ・外壁に面する窓、扉等の取替え
- ・業務内容や主要用途の変更
- ・新しく事業(店舗等)を始められる方

・・・など



これらをお考えの際は事前に
最寄りの消防署までお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

伊万里消防署消防3課	☎ 23-2118
伊万里消防署西分署	☎ 28-2119
伊万里消防署北分署	☎ 27-2119
伊万里消防署東分署	☎ 29-2119
有田消防署	☎ 42-2671